

**高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと  
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類**

■ 国から、「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、栃木県では平成 28 年 4 月から、「新規指定」又は「更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法令に基づく基準に適合していること、及び、当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することになりました。

**対象サービス：**(介護予防) 通所介護・(介護予防) 通所リハビリテーション・(介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

■ **主な手続きと添付書類**

○ **消防法【消防部局】・・・フロー図(その1)参照**

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による発行(返却)書類	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・消防用設備等に係る工事 (新設・増設・移設・取替・改造)	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工 10 日前〕		—
	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 〔設置完了後 4 日以内〕	消防用設備等検査済証 (検査済印押印) 又は 防火対象物使用開始届出書(受付印押印) ※1	○ (新規建物) (既存建物※2)
・消防用設備等の設置維持に係る点検報告	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	副本返却 (受付印押印)	○ (既存建物)

※1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合(建物の延べ床面積が基準未満の場合)に限る(消防部局に要相談)。

※2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ **建築基準法【建築部局】・・・フロー図(その2)参照**

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による発行(返却)書類等	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・新築 ・増改築※1 ・大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後 4 日以内〕	完了検査済証	○
・用途変更※2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後 4 日以内〕	届写し返却 (受付印押印)	○

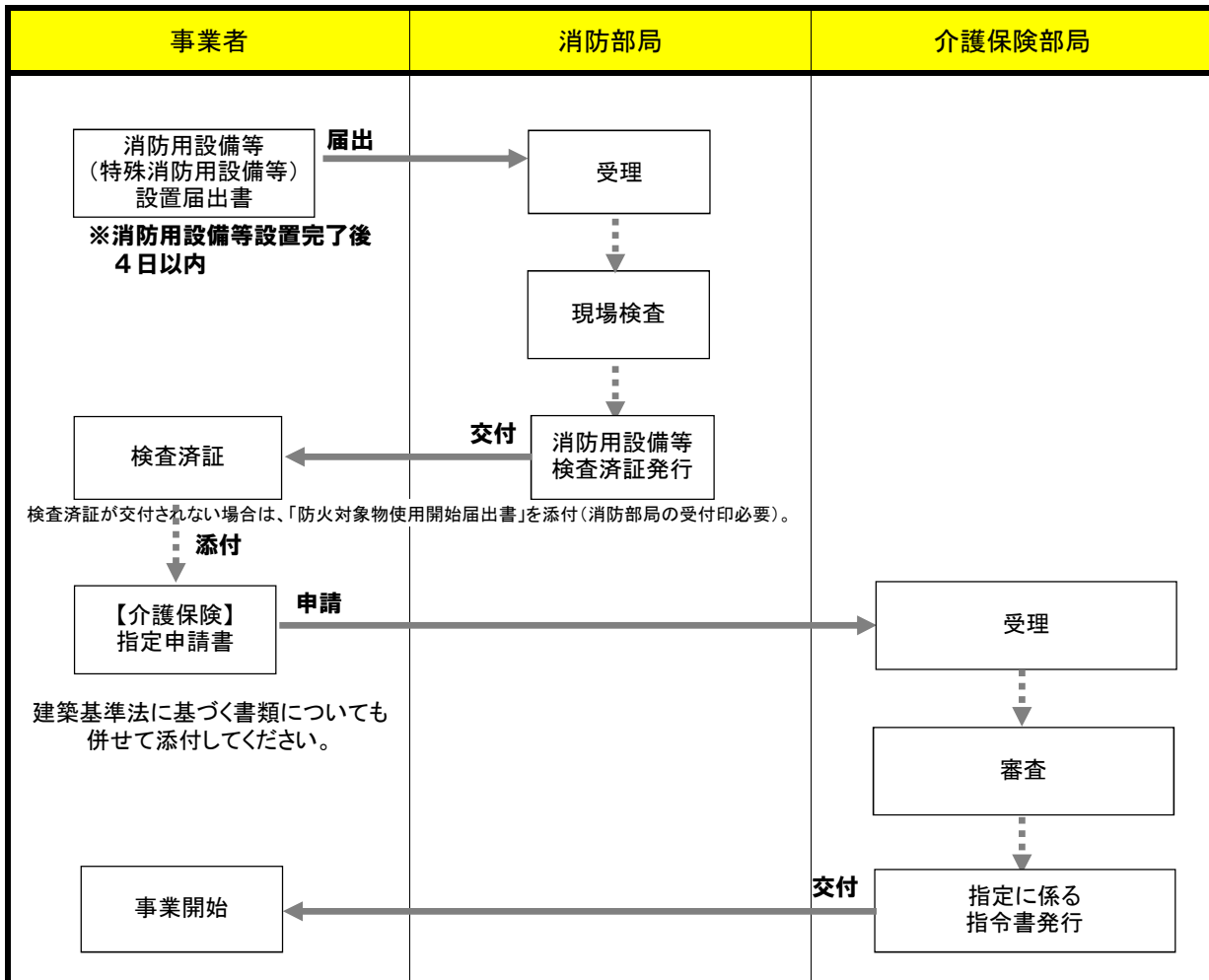
※1 防火地域及び準防火地域外における 10 m<sup>2</sup>以内の増改築を除く。

※2 100 m<sup>2</sup>を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る(用途変更の場合、建築部局に要相談)。

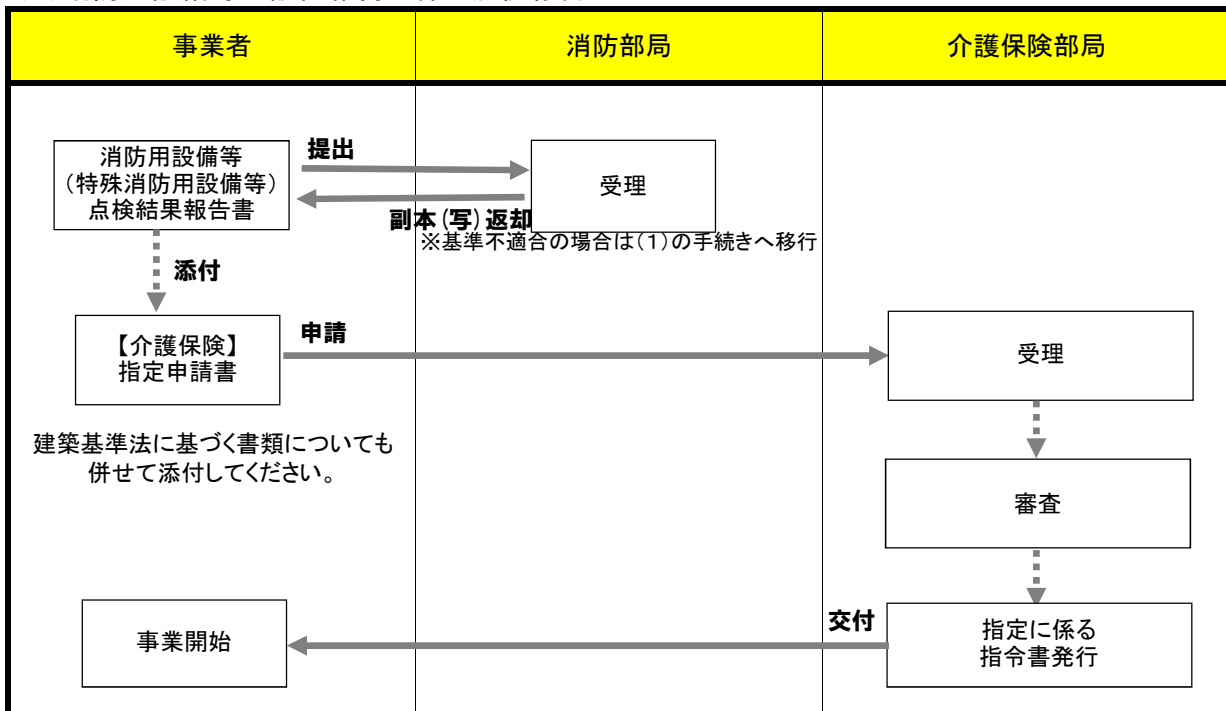
・・・※1、※2ともフロー図(その3)参照

## 新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1) 【消 防 法】

### (1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

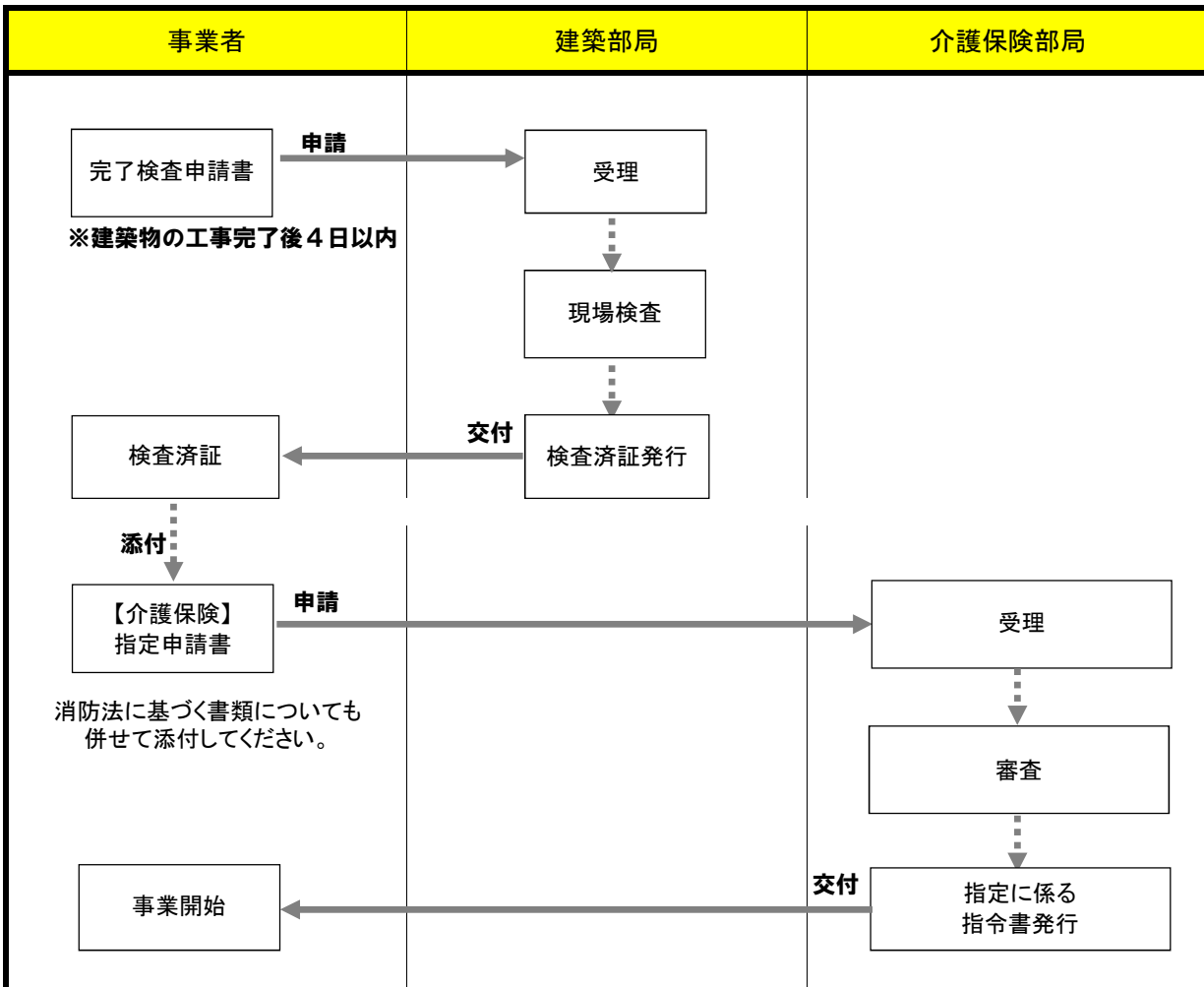


### (2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

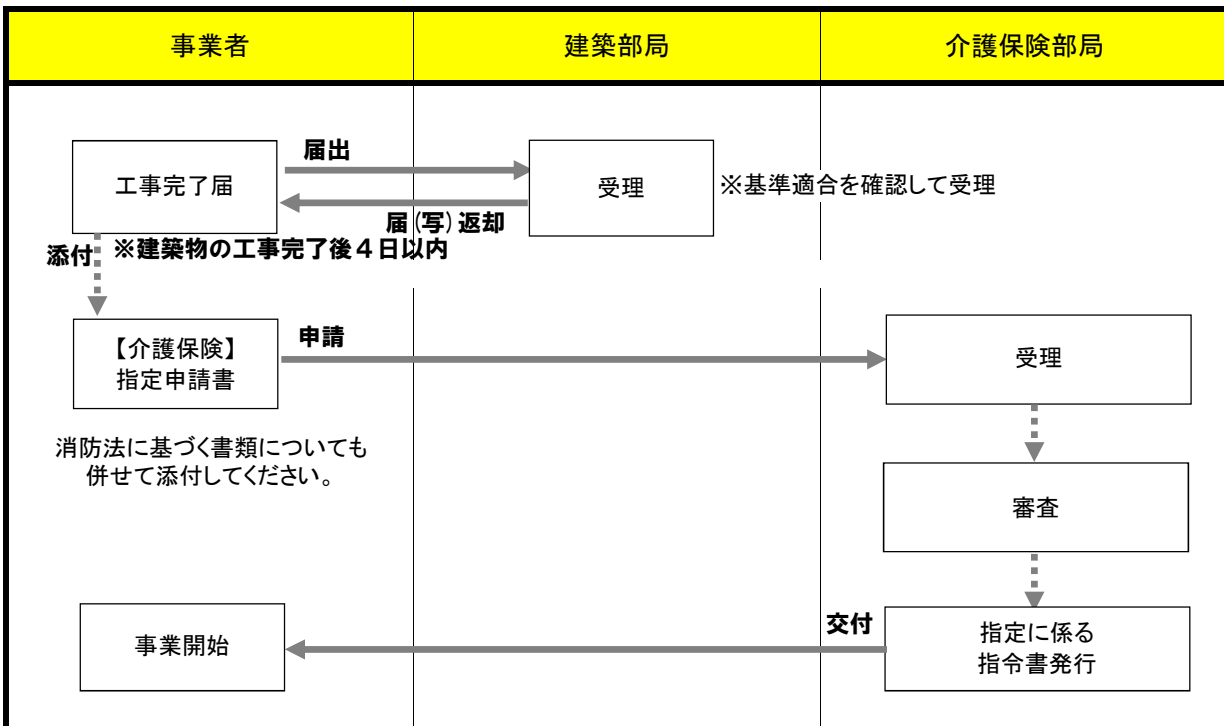


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)  
【建築基準法】

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

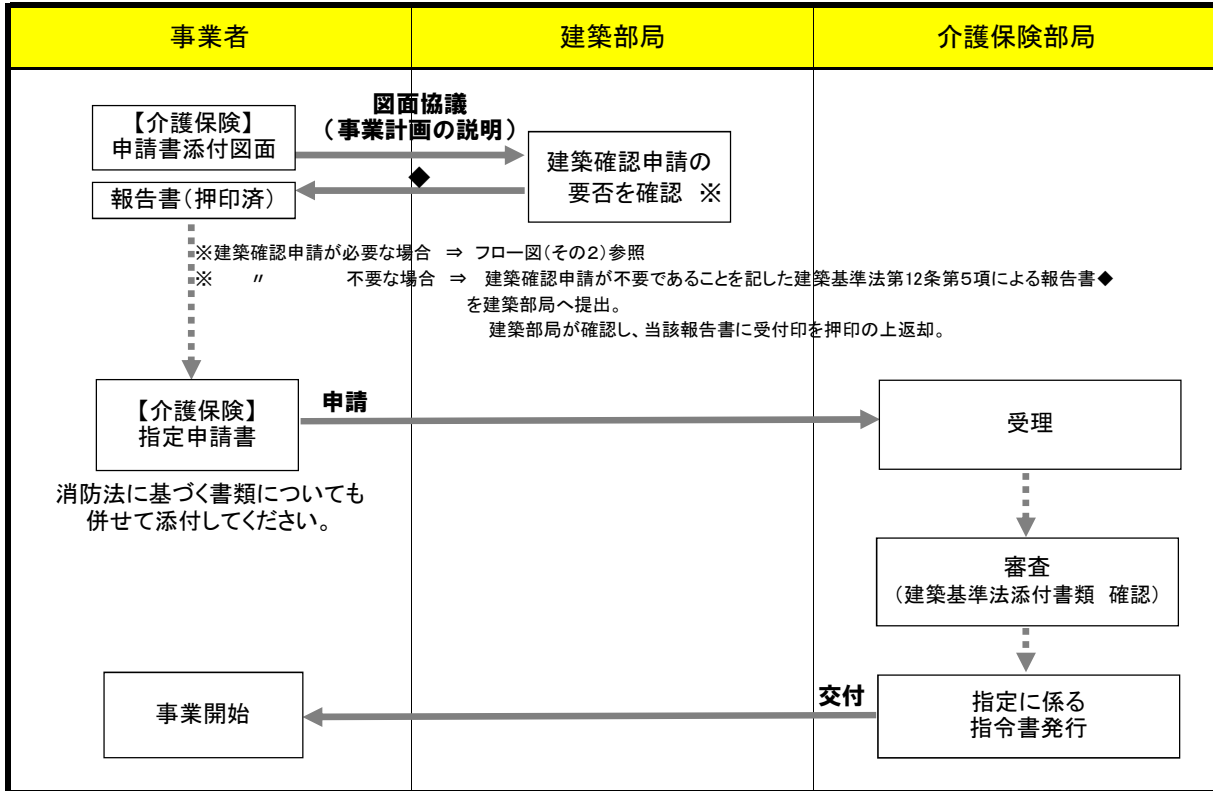


(2)用途変更

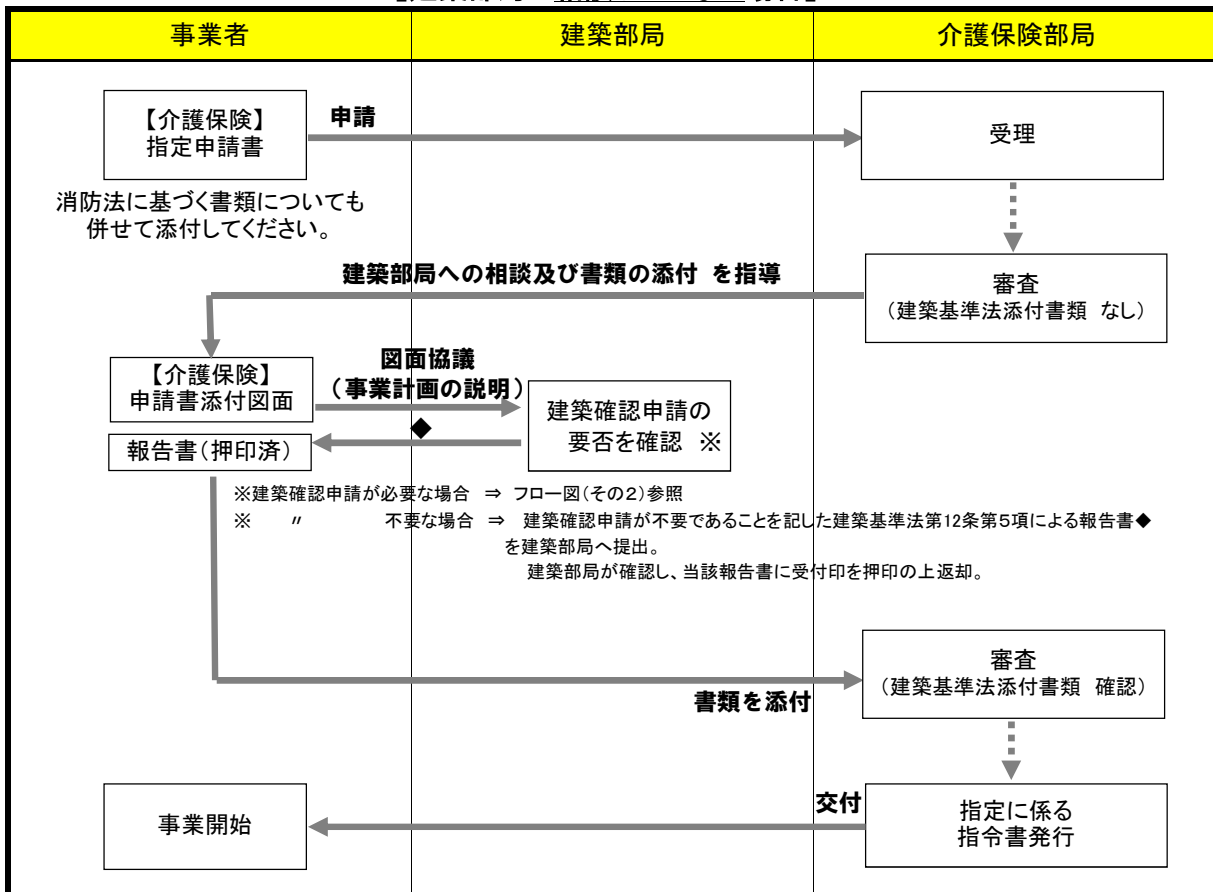


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)  
【建築基準法】

(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合  
【あらかじめ建築部局に相談している場合】



(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合  
【建築部局に相談していない場合】



# 災害の発生に備えて平時から備えましょう！

## 1. 発生し得る災害の想定

火災や地震以外にも、洪水、土砂崩れ、大雪、火山の噴火、竜巻、原子力災害など、様々な災害が想定されます。対策を検討するにあたって、各施設の地理的条件について情報を収集し、災害の発生リスクを適切に把握しましょう。

また、地理的条件にかかわらず、長期間の停電はどの施設にも起こり得ることについても留意が必要です。

## 2. 非常災害対策計画の策定（見直し）

想定される災害の発生時に利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定しましょう。

この計画は、利用者が入所又は通所してサービスを受けるすべての事業所において作成が必要とされるものです。

計画に盛り込むべき項目や作成方法については、別紙の参考資料をご参照ください。

策定済みの施設でも、以下の項目を網羅できるよう計画を見直す機会を持ちましょう。

また、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の施設については、法令上、避難確保計画を策定し、所在の市町に報告する必要があります。

なお、非常災害対策計画に一部項目を追加することで、避難確保計画の作成に代えることが可能です。（詳しくは各市町の防災担当課に御確認ください。）

## 3. 避難訓練の実施

策定した非常災害対策計画に沿って、災害を想定した避難訓練を少なくとも年に1回以上、定期的に実施しましょう。

訓練の実施形態については、必ずしも全員参加の訓練とする必要はありません。訓練の効果と利用者への負担軽減等のバランスについて検討の上、一部の利用者又は職員のみ参加とする、あるいは図上での各人の動きを想定した訓練とする等、適宜柔軟に対応してください。

また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

## 4. フィードバックと周知徹底

災害発生時に適切に利用者の安全確保を行うためには、全職員が非常災害対策計画に沿った対応について把握する必要があります。施設内での研修や職員会議、避難訓練の際に、必ず全職員に対して、計画の内容の周知を徹底しましょう。

## 参考となる資料集

### 1. 発生しうる災害の想定について

- 各市町が作成するハザードマップ及び地域防災計画（※各市町HP等で確認）
- 「災害リスクの情報を入手しよう」（内閣府 HP）  
（<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/riskinfo.html>）
- 「ハザードマップポータルサイト」（国土交通省HP）  
（<http://disaportal.gsi.go.jp/>）

### 2. 非常災害対策の策定（見直し）について

- 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
（H28.9.9厚生労働省老健局総務課長等通知）
- 高齢者施設における風水害対策計画【作成例】  
（H29.1 栃木県保健福祉部高齢対策課）
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル  
（H29.6 厚生労働省・国土交通省）
- 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）における避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）  
（H29.6 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
（H29.6 国土交通省 水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課）
- 「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」（水害・土砂災害）  
（内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁）
- 避難勧告等の判断・伝達（内閣府HP）  
（<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>）

# 療養病床等から介護医療院への転換手続き等について

令和3年3月 栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班

## 1. 介護医療院について

平成30年4月の介護保険法の改正により、新たな介護保険施設の一類型として創設された「介護医療院」は、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を併せ持ち、医療の提供を必要とする要介護者が長期に療養生活を送るための施設として制度設計されています。

新たな類型が創設された一方で、「介護療養型医療施設」（いわゆる「介護療養病床」）については、令和5(2024)年3月31日をもって介護保険施設としての類型が廃止されることとなっているため、現在指定を受けている介護療養型医療施設は、介護医療院等の他の施設に転換する必要があります。

## 2. 「転換」と「新設」について

介護医療院は介護保険施設の一類型であるため、市町村の介護保険事業計画に定められた必要定員総数を超えて開設することはできません。新設については、各市町が整備計画において事業者を選定するので、新設を希望する場合はあらかじめ各市町の介護保険主管課に相談してください。

しかし、例外として、医療療養病床、介護療養病床、介護老人保健施設（※）（以下これらを「療養病床等」という。）が、その病床数を減少させるとともに、減少させた療養病床等の病床数の範囲で介護医療院を開設する場合（以下「転換」という。）には、介護保険事業計画の必要定員総数とは関係なく、介護医療院を開設することができます。

ただし、上記例外は、あくまで療養病床等の転換を促すための措置であるため、療養病床等以外の施設を介護医療院に転換する場合は、「新設」と同じ扱いを受けることとなりますので御注意願います。

※H18.7.1～H30.3.31の間に医療療養病床又は介護療養型医療施設から転換して許可を受けた施設に限る。

また、介護療養病床については、令和5年度末の廃止期限までの円滑な移行を促す観点から、令和3年度報酬改定により、令和6年4月1日までの移行計画を半年ごとに許可権者に提出することが求められました。期限までに提出がされない場合、基本報酬から所定単位数が減算（「移行計画未提出減算」となりますので、御注意願います。

## 3. 転換の場合の基準緩和について

既存施設からの転換の場合には、転換後の大規模改修までの間、以下のように設備基準等の面で一部の基準が緩和されます。

（基準緩和の例）

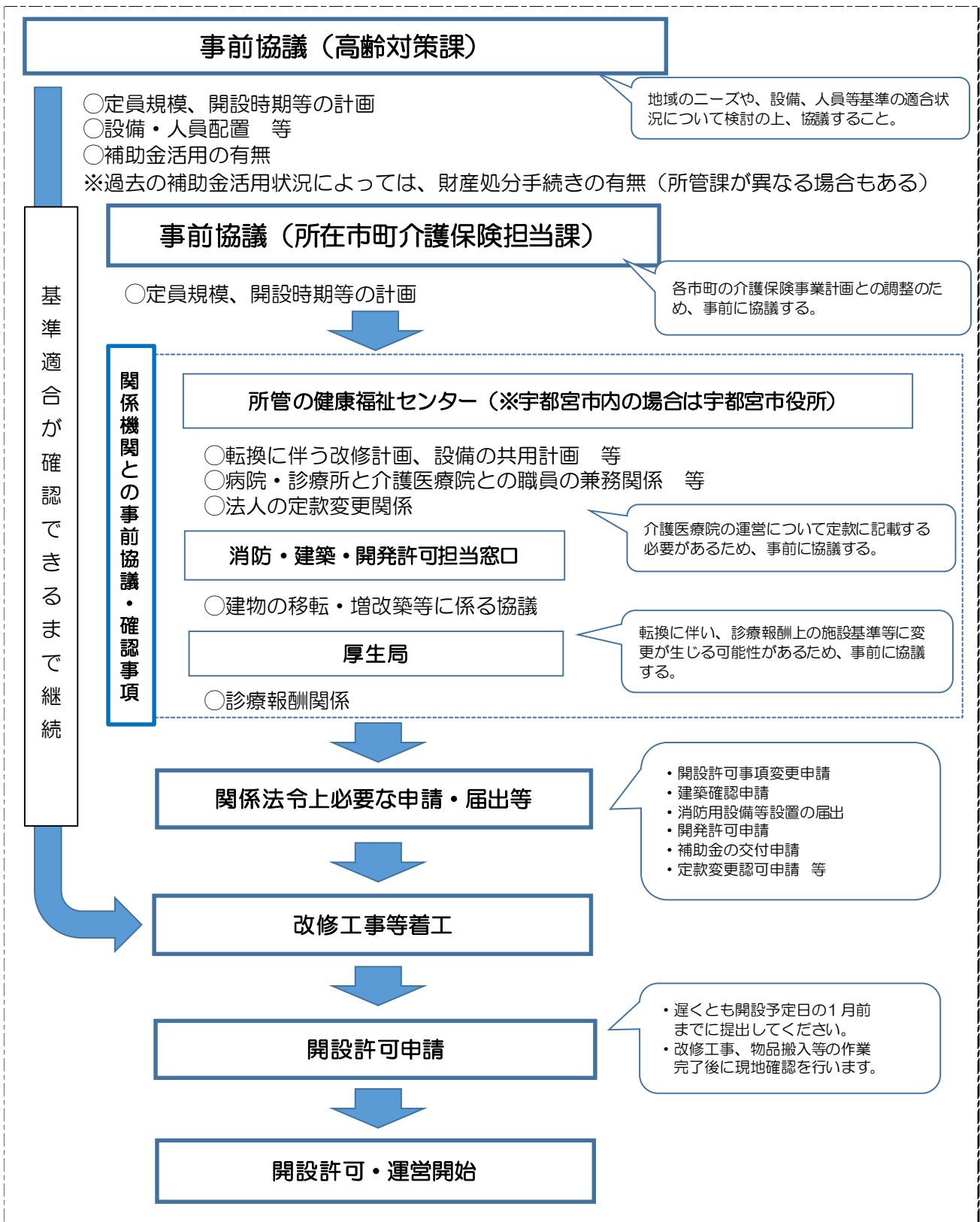
- ・廊下幅：片廊下は1.2m以上、中廊下は1.6m以上  
（原則：片廊下は1.8m以上、中廊下は2.7m以上）
- ・療養室：1人あたりの床面積は6.4㎡以上  
（原則：1人あたりの床面積は8.0㎡以上）

※廊下幅又は療養室について経過措置の適用を受ける場合は、減算の対象となる場合があります。

#### 4. 介護医療院への転換（開設）手続きについて

介護医療院への転換をする場合の標準的な手続きは以下のフロー図のとおりとなります。

※ケースによっては手順の有無や順番が異なる場合があります。





【栃木県公式 HP】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1184039175243.html>

ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 事業者の方へ（各種手続き、指導監査等） > 介護保険事業所の指定、変更、更新、休廃止等の手続き

## 5. 転換（開設）に係る助成金の活用について

療養病床等から介護医療院に転換する場合、設備改修等のための費用について助成金の利用が可能です。ただし、年度ごとに協議・申請の時期が限定されますので、お早めに御相談いただくようお願いいたします。

【参考：転換に関する助成金】

助成金の交付	介護療養型医療施設を介護医療院等に転換した場合の費用を助成。（地域医療介護総合確保基金） ※ 介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換した場合も対象とする。
	医療療養病床を介護医療院等に転換した場合の費用を助成。（病床転換助成事業）

## 6. 介護医療院に関する各種基準等について

介護医療院に関連する基準・通知等としては以下のようなものがありますので、転換を検討するにあたって事前に御確認ください。

### （指定基準関係）

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
（平成 31 年栃木県条例第 2 号）
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準  
（平成 30 年 1 月 18 日 厚生労働省令第 5 号）
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について  
（平成 30 年 3 月 22 日 老老発 0322 第 1 号）

### （介護報酬関係）

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  
（平成 12 年厚生省告示第 21 号 別表 4 介護医療院サービス）
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  
（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
- 厚生労働大臣が定める基準  
（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準  
（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

## （その他通知等）

- 介護医療院を開設できる者について  
（平成 30 年 3 月 30 日 老発 0330 第 14 号）
- 介護医療院に関して広告できる事項について  
（平成 30 年 3 月 30 日 老老発 0330 第 1 号）
- 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について  
（平成 30 年 3 月 27 日 医政発 0327 第 1 号・老発 0327 第 6 号）

※なお、これらの基準等について、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社等が厚生労働省からの委託を受け、介護医療院開設を目指す事業者向けに「介護医療院開設に向けたハンドブック」を作成し、わかりやすくまとめていますので、ご活用ください。

厚生労働省の介護医療院公式サイトから閲覧することができます。

（厚生労働省 介護医療院公式サイト 関連情報のご紹介：

<https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/reference/>）

## 7. その他

介護医療院に関する各種情報は、厚生労働省の HP で確認できます。必要に応じて活用してください。

- 厚生労働省 介護医療院公式サイト

<https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/>

- 厚生労働省 HP 介護医療院について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護保険制度の概要  
>介護医療院について